

総長が特に命じる事務を担当する課長を学務部に置く件

- 第1 学務部に、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第10条第1項の規定に基づき、学生の課外活動及び厚生事業に係る事務について、学務部長を助け、及び総括整理させるため、課外活動・厚生担当課長（以下「担当課長」という。）を置く。
- 第2 担当課長は、第1に定める職務について、学務部長の命を受け事務を処理する。
- 第3 第1及び第2に定めるもののほか、担当課長に関し必要な事項は、学務部長が定める。